

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名		財務省・国土交通省						
法人名	類型名（区分）	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る 具体的措置
			廃止	民営化	市場化テスト の適用	他法人等への 移管・一体的実施	その他	
住宅金融支援機構	資産債務型(事業用) 政策金融型	証券化支援事業					特殊法人改革の趣旨を踏まえ、住宅金融公庫による個人向けのローンを廃止(平成19年度)し、民間金融機関の住宅ローン供給を支援する証券化支援事業を主要業務としたところであるが、金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため、MBSの発行方法の改善や事務手続きの合理化等による、業務に必要な資金の調達コストの低減、業務運営の効率化等に努めることとする。このような業務運営の効率化等を通じ平成23年度末までに機構全体として一般管理費を15%削減するとともに、証券化支援事業に係る経費率を0.30%以下とする。	一般個人向け直接融資からの撤退に伴い、既往債権管理事務が縮小されることに 対応して、関係部局の縮小化を図るとともに、証券化支援事業を主要業務とした組織の重点化を行うことにより、平成23年度末までに10%以上の常勤職員数の削減を行う。
	特定事業執行型 (情報発信・展示・普及・助言等型)	住情報提供事業					消費者、住宅関連事業者等に対して、公正・中立な立場から住宅ローンに関する情報及び良質な住宅の設計・建設等に関する情報の提供、相談その他の支援を行うこととし、「住情報提供業務」を個別法に明確に位置付けたところであるが、住情報提供業務に関するホームページのアクセス件数について、中期目標期間の最終年度(平成23年度)において年間500万件以上を目指すことや、セミナー等の参加者へのアンケート調査を実施し、80%以上の者から肯定的な評価を得ることとする。	
	政策金融型	住宅融資保険事業					これまで審査制度の見直し、事前審査制度の導入及び拡充、保険料率の段階的引上げ、実績反映型保険料制度の導入等、業務の見直しを行ってきたところであるが、民間住宅ローンについて信用補完を行い、円滑な供給を支援するため、実績反映型保険料の的確な運営及び保険料率のモニタリング態勢の整備を通じ、付保割合等に応じた付保の基準及び保険料率の設定に努め、保険契約者である金融機関のモラルハザードの防止や住宅融資保険勘定における中長期的な収支の均衡を確保することとする。さらに、業務運営の効率化等を通じ平成23年度末までに機構全体として一般管理費を15%削減する。	

法人名	類型名（区分）	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る 具体的措置
			廃止	民営化	市場化テスト の適用	他法人等への 移管・一体的実施	その他	
	政策金融型	財形住宅資金 貸付事業					独法移行にあたり、住まいひろがり特別住宅を廃止したところであるが、計画的な財形貯蓄を行ってきた勤労者の財産形成に資するため、業務運営の効率化等を通じ平成23年度末までに機構全体として一般管理費を15%削減するとともに、直接融資業務に係る経費率を0.35%以下とする。	
	政策金融型	住宅資金貸付 等事業					平成19年度から独立行政法人へ移行する際に、住宅資金貸付事業は、一般の個人向け融資は廃止し、政策的に重要でありながら民間金融機関では対応困難な分野に限定して実施することとしたところである。災害発生時には、相談窓口の設置やホームページ等を通じた情報提供を通じて、災害復興住宅融資の円滑な実施を行うこととする。また、業務運営の効率化等を通じ平成23年度末までに機構全体として一般管理費を15%削減するとともに、直接融資業務に係る経費率を0.35%以下とする。	
	政策金融型	既往債権管理 事務	貸付債権に係る最終弁済日が到来した時点で廃止する。				業務運営の効率化等を通じ平成23年度末までに機構全体として一般管理費を15%削減するとともに、財政融資資金への繰上償還による金利収支の改善を通じ、平成23年度までに所要額を措置した上で補給金等を廃止することとする。	

※整理表に基づいて簡潔に記載する。「事務及び事業の見直しに係る具体的措置」については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、「廃止」、「市場化テストの活用」、「他法人への移管・一体的実施」、「他の事務及び事業との統合」、「民間・地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-1)

法人名		住宅金融支援機構	府省名	財務省・国土交通省	
沿革		一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要な資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とし、平成19年4月1日に設立。			
役職員数（監事を除く。）及び職員数 （平成19年4月1日現在）		役員数			職員数（実員）
		法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）	
		11人	11人	0人	
国からの財政支出額の推移 （17～20年度） （単位：百万円）	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
	一般会計	－	－	341,000	276,000
	特別会計	－	－	0	(注)
	計	－	－	341,000	276,000
	うち運営費交付金	－	－	0	0
	うち施設整備費等補助金	－	－	0	0
	うちその他の補助金等	－	－	341,000	276,000
支出予算額の推移（17～20年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
		－	－	12,460,457	10,140,142
利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） （17・18年度）		平成17年度		平成18年度	
		－		－	
		発生要因		－	
		見直し案		－	
運営費交付金債務残高（17・18年度） （単位：百万円）		平成17年度		平成18年度	
		－		－	
行政サービス実施コストの推移（17～20年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
		－	－	－	－
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）		－			
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）		－			

〔注〕財政投融资計画については、証券化支援事業における金利変動リスクの低減に向け、所要の措置を別途検討している。

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		北海道支店	東北支店	首都圏支店	北関東支店
	所在地		〒060-0003 札幌市中央区北3条西13-3-13	〒980-0812 仙台市青葉区片平1-3-18	〒112-8570 文京区後楽1-4-10	〒371-8588 前橋市千代田町1-8-8
	職員数		33名	33名	165名	24名
	支部・事業所等で行う 事務・事業名		証券化支援事業 財形住宅資金貸付事業 住情報提供事業 住宅資金貸付等事業 既往債権管理事務	証券化支援事業 財形住宅資金貸付事業 住情報提供事業 住宅資金貸付等事業 既往債権管理事務	証券化支援事業 財形住宅資金貸付事業 住情報提供事業 住宅資金貸付等事業 既往債権管理事務	証券化支援事業 財形住宅資金貸付事業 住情報提供事業 住宅資金貸付等事業 既往債権管理事務
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	全体の内数	全体の内数	全体の内数	全体の内数
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	(全体－住宅融資保険)の内数	(全体－住宅融資保険)の内数	(全体－住宅融資保険)の内数	(全体－住宅融資保険)の内数
	支部・事業所等の名称		東海支店	近畿支店	北陸支店	四国支店
	所在地		〒464-8621 名古屋市千種区新栄3-20-16	〒541-8546 大阪市中央区南本町4-5-20 住宅金融支援機構・住友生命ビル	〒920-8637 金沢市丸の内4-12金沢中央ビル内	〒760-0017 高松市番町2-10-8
	職員数		52名	76名	18名	18名
	支部・事業所等で行う 事務・事業名		証券化支援事業 財形住宅資金貸付事業 住情報提供事業 住宅資金貸付等事業 既往債権管理事務	証券化支援事業 財形住宅資金貸付事業 住情報提供事業 住宅資金貸付等事業 既往債権管理事務	証券化支援事業 財形住宅資金貸付事業 住情報提供事業 住宅資金貸付等事業 既往債権管理事務	証券化支援事業 財形住宅資金貸付事業 住情報提供事業 住宅資金貸付等事業 既往債権管理事務
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	全体の内数	全体の内数	全体の内数	全体の内数
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	(全体－住宅融資保険)の内数	(全体－住宅融資保険)の内数	(全体－住宅融資保険)の内数	(全体－住宅融資保険)の内数

支部・事業所等の名称		中国支店	九州支店	南九州支店	沖縄事務所
所在地		〒730-0011 広島市中区基町8-3	〒810-8657 福岡市中央区天神4-1-37	〒862-0950 熊本市水前寺2-16-11	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-31 那覇新都心メディアビル 西棟8階
職員数		37名	49名	26名	3名
支部・事業所等で行う 事務・事業名		証券化支援事業 財形住宅資金貸付事業 住情報提供事業 住宅資金貸付等事業 既往債権管理事務	証券化支援事業 財形住宅資金貸付事業 住情報提供事業 住宅資金貸付等事業 既往債権管理事務	証券化支援事業 財形住宅資金貸付事業 住情報提供事業 住宅資金貸付等事業 既往債権管理事務	住宅資金貸付等事業
20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	全体の内数	全体の内数	全体の内数	全体の内数
	支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	(全体－住宅融資保険)の内数	(全体－住宅融資保険)の内数	(全体－住宅融資保険)の内数	住宅資金貸付等の内数

第1 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

<事務・事業関係>

該当類型		資産債務型・政策金融型	政策金融型	政策金融型	特定事業執行型	政策金融型	政策金融型
事務・事業名		証券化支援事業	住宅融資保険事業	財形住宅資金貸付事業	住情報提供事業	住宅資金貸付等事業	既往債権管理事務
事務・事業の概要		証券化の仕組みにより、民間の金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援	民間金融機関の住宅ローンについて信用補充を行い、円滑な供給を支援	財形貯蓄を行っている勤労者に対し住宅ローンを供給	消費者、住宅関連事業者等に対する住宅ローン及び良質な住宅に関する情報の提供、相談その他の援助	民間では資金供給が困難な災害関連、密集市街地建替等に限定して融資等を実施	旧住宅金融公庫から承継した既往貸付債権の管理回収事務
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	66,000 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	210,000 (△65,000)
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	2,789,545 (202,993)	3,035 (△1,564)	540,871 (7,345)	150,721の内数 (△140,600)	724,316 (△198,717)	6,202,478 (△2,333,315)
事務・事業に係る定員（19年度）		381	42	43	証券化支援事業等と一体となって実施しているため、独自の事業人員は特定できない	205	361
①	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体のリスト、人員等)	一般個人向けの長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援するための証券化を担っている民間主体はない。	民間金融機関のうち都市銀行等比較的規模の大きいものについては、系列の信用保証会社による機関保証制度が整備されている。しかしながら、住宅ローンの取扱規模が比較的小さい中小規模の金融機関では、こうした系列の信用保証会社を持たないところも多い。	勤労者財産形成促進法に基づき、勤労者の財産形成を目的とした財形貯蓄の還元を行う還元融資である。融資は公的主体を通じて以下の2つの方式により行われている。 ○事業主等に申し込む方式(転貸融資)・・・雇用・能力開発機構が、財形法第9条に基づき事業主又は福利厚生会社を通じて融資を行うもの ○機構等に申し込む方式(直接融資)・・・転貸融資を受けられない勤労者に対し、機構が、財形法第10条に基づき融資を行うもの なお、財形住宅融資(直接融資)を行っている民間主体はない。	個々の住宅ローンや住宅に関する説明・情報提供はなされているものの、機構のように住宅ローン関連情報を収集し、かつ、自らの融資等により蓄積した情報、経験等を活用し、公正・中立な立場で総合的に住宅ローンの商品性や良質な住宅に関して情報提供を行う民間主体はない。	住宅資金貸付事業の対象となっている事業については、民間では対応が困難若しくは限定的である。 与信主体が行うことが原則である団体信用生命保険事業は、民間のプロパーローンにおいても民間金融機関が事業主体となっている。	金融機関毎に自らの債権の管理回収を行っている。
	廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	各地域の民間金融機関が長期・固定金利の住宅ローンを安定的に供給するためには、市場機能を活用した証券化の制度枠組みが不可欠である。 さらに、機構の証券化支援事業は、機構の公的信用力を活用し住宅金融関連機能のリスクの分担による効率的なシステムの形成を通じ、相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的供給を可能としている。 このため、廃止した場合、住宅取得者のニーズに対応した相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給が図れなくなり、将来の負担増を伴わない形での住宅の取得が困難となる。	系列の信用保証会社を持たない中小の金融機関を中心として、地元の住宅取得者の円滑なローン利用を妨げるおそれがある。 また、民間の信用保証会社の中には、被保証人の資格(債務者の業種、勤続年数等)による保証引受審査が課されており、結果として融資選別が行われている実態があるといわれている。 このため、系列の信用保証会社を持たない中小規模の民間金融機関や、保証会社があったとしても融資選別の対象となるようなケースは、公的な信用補充が廃止される場合に資金供給が困難となり、住宅取得者の住宅ローン利用に支障が生じる。	財形転貸融資を受けられない勤労者の財形住宅融資の利用機会の公平性が損なわれるだけでなく、計画的な財形貯蓄を行ってきた勤労者の財産形成に支障をきたす。 なお、本制度は、今後住宅取得を希望している者が、新たに財形貯蓄を図ることも奨励するものであり、今後も還元融資実施が不可欠である。	住宅取得予定者をはじめとするエンドユーザーは、住宅ローン等の情報に関して、信用性の高い公正・中立な立場からの情報提供を望んでおり、機構による情報提供を廃止した場合、そのような情報提供がされなくなる。	住宅資金貸付事業を廃止した場合、政策上推進すべき住宅の建設等に対し、円滑な資金供給が行われない恐れがある。 団体信用生命保険事業を廃止した場合、債務の相続者に対し債務弁済の負担を必ず負わせる仕組みとなる。	過去の貸付債権に係る最終弁済日が到来するまでの時限的な事業であり、貸付債権に係る最終弁済日が到来した時点で廃止する。ただし、債権の存する限り、債権者の事情に応じた条件変更等公的主体としての適切な対応を確保しつつ、管理・回収を担って行く必要がある。

該当類型			資産債務型・政策金融型	政策金融型	政策金融型	特定事業執行型	政策金融型	政策金融型
事務・事業名			証券化支援事業	住宅融資保険事業	財形住宅資金貸付事業	住情報提供事業	住宅資金貸付等事業	既往債権管理事務
	②	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要事業	主要事業	主要事業	その他事業 住宅ローン及び住宅の技術等に関する専門知識を必要とし内容が多岐に亘るものであり、機構の各種業務と密接不可分であることから、公正中立な情報提供を、各種業務と並行して効率的に行っている。	主要事業	主要事業
	③	事業開始からの継続年数	4年(平15年度開始)	52年(昭30年度開始)	30年(昭52年度開始)	20年(昭和62年度開始)	57年(昭25年度開始)	57年(昭和25年度開始)
		これまでの見直し内容	「民間にできることは民間に委ねる」という特殊法人改革の趣旨を踏まえ、長年にわたり実施してきた住宅金融公庫による個人向けのローンを廃止(平成19年度)し、民間による長期固定の住宅ローンの供給を支援する証券化支援事業を主要業務とした。	保険契約者である金融機関のモラルハザードの防止や住宅融資保険勘定における中長期的な収支の均衡を確保するため、審査制度の見直し(平成9年度)、事前審査制度の導入及び拡充(平成11年度及び平成17年度)、保険料率の段階的引上げ(平成9年度以降)、実績反映型保険料制度の導入(平成14年度)を行っている。	住まいひろがり特別住宅を廃止(平成19年度)	・法律への位置付け 機構の業務として、「住情報提供業務」を個別法に明確に位置付け(平成19年4月施行)。 ・お客様コールセンターの設置 お客様コールセンターを設置(18年度)し、電話相談対応を集約化。さらに、相談システムの導入(19年度)により効率的な電話相談を実施 ・ホームページ専用サイトの開設 消費者等が円滑に情報を入手・活用できるよう住宅ローン全般や住宅技術に関するコンテンツを拡充した専用サイトを開設(19年度) ・セミナーの充実 受講者のニーズに合わせ、セミナーを休日・夜間に設定する、専門家に講師をお願いする等、充実を図った。	特殊法人等整理合理化計画に基づき、融資金利について利子補給を前提としないこととし、調達金利に関連するリスク・コストを上乗せして融資金利を設定する方式への見直し、個人向け融資に係る融資額の減額、優良分譲住宅建設資金融資・宅地造成融資・関連公共施設等融資の廃止を行った。 さらに、平成19年度から独立行政法人へ移行する際に、住宅資金貸付事業は、一般の個人向け融資は廃止し、政策的に重要でありながら民間金融機関では対応困難な分野に限定して実施することとした。	平成19年4月に策定した中期計画において、債権管理回収事務については、外部の有識者の知見を活用する等透明性の高い方法により債権回収会社を選定し、その委託を積極的に進めるなど、業務の効率化及び組織体制の合理化を推進することとしている。

該当類型			資産債務型・政策金融型	政策金融型	政策金融型	特定事業執行型	政策金融型	政策金融型
事務・事業名			証券化支援事業	住宅融資保険事業	財形住宅資金貸付事業	住情報提供事業	住宅資金貸付等事業	既往債権管理事務
(1) 事務・事業 のゼロベース での見直し	④	国の重点施策との整合性	住生活基本法に基づく住生活基本計画(全国計画)において、「長期・固定型等の多様な住宅ローンが安定的に供給される住宅金融市場の整備を行う」ことが求められている。 また、基礎的安全性の確保(耐震化等)、高齢化社会対応(バリアフリー化等)、地球環境問題対応(省エネルギー化等)、住宅の長寿命化対応(耐久性・可変性の向上)等が目標として掲げられており、事業目的と合致している。 その他、次のような政策と整合している。 ・京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定) ・地震防災戦略(平成17年3月中央防災会議決定) ・バリアフリー化推進要綱(平成16年6月関係閣僚会議決定)	住生活基本法に基づく住生活基本計画(全国計画)において、「長期・固定型等の多様な住宅ローンが安定的に供給される住宅金融市場の整備を行う」ことが求められている。	勤労者の計画的な財産形成の促進による生活の安定を目的とする、勤労者財産形成促進法に基づき推進。	住生活基本法に基づく住生活基本計画の「3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備」において、基本的な施策として良質な住宅の設計・建設等及び住宅ローンに関する相談等「わかりやすく適切な情報の提供の促進」が盛り込まれている。	住生活基本法(平成18年法律第61号)に基づく住生活基本計画において ①長期・固定型等の多様な住宅ローンが安定的に供給される住宅金融市場の整備 ②良質な賃貸住宅の供給の促進、ファミリー向け賃貸住宅の供給 ③高齢者、障害者等に配慮した賃貸住宅の供給 ④住宅のバリアフリー化の促進、耐震改修の促進 ⑤密集住宅市街地の整備の促進 そのほか ⑥被災住宅の復興・大規模地震対応として、 ・東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法92号) ・東南海・南海地震対策大綱(平成15年12月中央防災会議決定) ・社会資本整備重点計画(平成15年10月閣議決定) ・東海地震対策大綱(平成15年5月中央防災会議決定) ・都市再生プロジェクト[第3次決定](平成13年12月都市再生本部決定) ⑦高齢者社会対応として、 ・社会資本整備重点計画(平成15年10月閣議決定) ・高齢者社会対策大綱(平成13年12月閣議決定) ⑧密集市街地の整備に関する対応として ・社会資本整備重点計画(平成15年10月閣議決定) ・都市再生プロジェクト[第3次決定](平成13年12月都市再生本部決定) 等の政策と整合している。	国策として公的融資により、国民の計画的な住宅の建設・購入の支援を担ってきた結果、積み重なった既往の貸付債権の管理事務である。 また、返済中の顧客に対し、きめ細かな返済相談を行うとともに、住宅ローンの返済が困難となった顧客に対しては一定の条件の元に返済条件の変更を行うことを通じ、貸倒・担保処分による居住の不安定化を抑制していく必要があり、昨年度に策定された「再チャレンジ支援総合プラン」における行動計画にも住宅ローン返済困難者対策が明記されているところ。 なお、地震や台風等の災害により返済が困難となった顧客に対しても、政策的な見地から、一定の条件の元に返済条件の変更手続きを行っている。
	①	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	受益者である住宅ローン利用者が原則として調達コストと関連するリスクに伴うコストを負担しているが、住宅の質の誘導や通常の想定を超えるような異常なリスク対応等は自己資本(出資金)により対応している。 なお、公的な信用力を有する機構が継続的・安定的に住宅ローン債権を集約・証券化し、関連データを適切に開示する仕組みの結果として、相対的に低い負担となっている。	受益者である住宅融資保険を利用する金融機関が原則としてリスク・コストに応じた保険料率を負担しているが、公的な信用力を有する機構が全国の金融機関を対象に集約的に信用補完を行う結果として、その負担が相対的に低くなっている。	受益者である住宅ローン利用者が原則として調達コストと関連するリスクに伴うコストを負担しているが、公的な信用力を有する機構が財形住宅債券を発行して資金調達を行う結果として、その負担が相対的に低くなっている。	消費者等への情報提供業務は各種事業に関連して実施しているものため、各種事業の受益者が負担。また、事業者に対する情報提供については、受益者である住情報利用者が実費相当分を負担。	受益者である住宅ローン利用者が原則として調達コストと関連するリスクに伴うコストを負担しているが、公的な信用力を有する機構が一般社債や財政融資資金等を活用して資金調達を行う結果として、その負担が相対的に低くなっている。	受益者である融資利用者から融資に係る元金・利息を回収している。
		財政支出への依存度 (国費/事業費)	2.37%	0%	0%	0%	0%	3.39%
	②	これまでの指摘に対応する措置	—	—	—	—	—	—

該当類型			資産債務型・政策金融型	政策金融型	政策金融型	特定事業執行型	政策金融型	政策金融型
事務・事業名			証券化支援事業	住宅融資保険事業	財形住宅資金貸付事業	住情報提供事業	住宅資金貸付等事業	既往債権管理事務
③	諸外国における公的主体による実施状況		■ファニーメイ (Fannie Mae: FNMA: Federal National Mortgage Association) [アメリカ] ・組織形態 政府支援企業 (Government Sponsored Enterprise: GSE) ・業務の概要 (証券化支援事業) 民間金融機関の貸し出した住宅ローン債権を証券化し、MBSの期日払いを保証 ・事業量等 MBS新規発行額: 4,817億ドル (2006年)、MBS残高2兆827億ドル (2006年末)、住宅ローン買取: 5,450億ドル (2006年)、総資産: 8,342億ドル (2005年) ・職員数 6,400名 (2007年5月) ■フレディマック (Freddie Mac: FHLMC: Federal Home Loan Mortgage Corporation) [アメリカ] ・組織形態 政府支援企業 (Government Sponsored Enterprise: GSE) ・業務の概要 (証券化支援事業) 民間金融機関の貸し出した住宅ローン債権を証券化し、MBSの期日払いを保証 ・事業量等 MBS新規発行額: 3,600億ドル (2006年)、MBS残高1兆4,770億ドル (2006年末)、住宅ローン買取: 3,643億ドル (2006年)、総資産: 8,131億ドル (2006年) ・職員数 5,000名 (2007年8月13日時点の同社HPによる) ■ジニーメイ (Ginnie Mae: GNMA: Government National Mortgage Association) [アメリカ] ・組織形態 連邦政府機関 (住宅都市開発省の一部局) ・業務の概要 (証券化支援事業) 公的保険 (FHA・VA) の付保された住宅ローンを担保として発行されるMBSの期日払い保証。ジニーメイMBSには政府保証が付される。 ・事業量 MBS新規発行額: 833億ドル (2006年)、MBS残高4,119億ドル (2006年末) ・職員数 60名程度 (2002年)	■FHA (連邦住宅庁: Federal Housing Authority) ・組織形態 連邦政府機関 (住宅都市開発省の一部局) ・業務の概要 (住宅融資保険事業) 低所得者向けの住宅ローンに対し、融資保険を付保。 ・事業量 融資保険新規付保額: 575億ドル (2005年) ※残高は不明 ・職員数 2,400名 (時点不明) ■CMHC(カナダ住宅抵当公社 (Canada Mortgage and Housing Corporation: CMHC)) [カナダ] ・組織形態 特殊法人 (政府保有企業: government-owned corporation) ・業務の概要 (住宅融資保険事業) 民間金融機関の貸し出した住宅ローン債権に対し、融資保険を付保。 ・事業量等 融資保険付保残高: 2,914億ドル (2006年)、総資産: 1,242億ドル (2006年) ・職員数 1,877名 (2006年末) ■KHFC (韓国住宅金融公社 (Korea Housing Finance Corporation)) [韓国] ・組織形態 特殊法人 (全額政府 (中央銀行含む) 出資) ・業務の概要 (住宅融資保険事業) ・事業量 融資保険付保額4.8兆ウォン (2006年) ・職員数 376名 (2005年末)	■公営建築貯蓄金庫 (Bausparkassen) [ドイツ] ・組織形態 独立の法人格のものと、州立銀行の一部門として業務を行っているものがある。 ・業務の概要 (財形住宅資金貸付事業) 貯蓄契約者からの貯蓄を原資として住宅取得者に融資する。 ・事業量等 97億ユーロ (2007年6月) ■ファニーメイ (Fannie Mae: FNMA: Federal National Mortgage Association) [アメリカ] ・組織形態 政府支援企業 (Government Sponsored Enterprise: GSE) ・業務の概要 (住情報提供事業) 大学や研究財団等への助成を通じ、住宅ローンに係る研究者の育成や情報の提供を行う。 ・職員数 6,400名 (2007年5月) ■CMHC(カナダ住宅抵当公社 (Canada Mortgage and Housing Corporation: CMHC)) [カナダ] ・組織形態 特殊法人 (政府保有企業: government-owned corporation) ・業務の概要 (住情報提供事業) 住宅に関連する情報の提供、並びにカナダの住宅輸出に係る情報提供 ・職員数 1,877名 (2006年末)	住宅ローンに関連する情報提供業務であり、諸外国においても一般的に行われている。 ■ファニーメイ (Fannie Mae: FNMA: Federal National Mortgage Association) [アメリカ] ・組織形態 政府支援企業 (Government Sponsored Enterprise: GSE) ・業務の概要 (住情報提供事業) 大学や研究財団等への助成を通じ、住宅ローンに係る研究者の育成や情報の提供を行う。 ・職員数 6,400名 (2007年5月) ■CMHC(カナダ住宅抵当公社 (Canada Mortgage and Housing Corporation: CMHC)) [カナダ] ・組織形態 特殊法人 (政府保有企業: government-owned corporation) ・業務の概要 (住情報提供事業) 住宅に関連する情報の提供、並びにカナダの住宅輸出に係る情報提供 ・職員数 1,877名 (2006年末)	■公営建築貯蓄金庫 (Bausparkassen) [ドイツ] ・独立の法人格のものと、州立銀行の一部門として業務を行っているものがある。 ・業務の概要 (直接融資業務) 貯蓄契約者からの貯蓄を原資として住宅取得者に融資する。 ・事業量等 168億ユーロ (2007年6月) ■公営貯蓄銀行 (Sparkassen) [ドイツ] ・組織形態 多くは各地域の地方自治体の出資による公法上の金融機関 ・業務 (住宅関連) 直接融資事業 ■預金供託銀行 (CDC: Caisse de Depots et Consignation) [フランス] ・組織形態 総裁が大統領により任命され、法人税が免除される公的金融機関。 ・業務 (直接融資業務) 融資先は適正家賃住宅 (HLM) 供給機関や地方自治体等。	貸付債権の管理回収事務であり、諸外国においても一般的に行われている。

該当類型		資産債務型・政策金融型	政策金融型	政策金融型	特定事業執行型	政策金融型	政策金融型
事務・事業名		証券化支援事業	住宅融資保険事業	財形住宅資金貸付事業	住情報提供事業	住宅資金貸付等事業	既往債権管理事務
		■CMHC(カナダ住宅抵当公社 (Canada Mortgage and Housing Corporation: CMHC)) [カナダ] ・組織形態 特殊法人 (政府保有企業: government-owned corporation) ・業務の概要 (証券化支援事業) 民間金融機関の貸し出した住宅ローン債権を証券化し、MBSの期日払いを保証 ・事業量等 MBS新規発行額: 360億ドル (2006年)、MBS残高1,295億ドル (2006年末)、総資産: 1,242億ドル (2006年) ・職員数 1,877名 (2006年末) ■KfW (復興金融公庫 (Kreditanstalt für Wiederaufbau)) [ドイツ] ・組織形態 特殊法人 (連邦政府が80%、州政府が20%を出資) ・業務の概要 (証券化支援事業) 民間金融機関の貸し出した住宅ローン債権を合成型 (シンセティック型) で証券化し、クレジット・デフォルト・スワップ (CDS) のカウンターパートとして信用リスクを負担。 ・事業量等 2001年から2006年にかけて、670億ユーロを証券化。うち、2006年は76億4千万ユーロ。総資産は3,600億ユーロ (2006年) ←1€160円換算で57.6兆円。 ・職員数 3,580名 (2006年末) ■KHFC (韓国住宅金融公社 (Korea Housing Finance Corporation)) [韓国] ・組織形態 特殊法人 (全額政府 (中央銀行含む) 出資) ・業務の概要 (証券化支援事業) ・事業量 MBS発行額3.9兆ウォン (2006年) ・職員数 376名 (2005年末)					

該当類型			資産債務型・政策金融型	政策金融型	政策金融型	特定事業執行型	政策金融型	政策金融型
事務・事業名			証券化支援事業	住宅融資保険事業	財形住宅資金貸付事業	住情報提供事業	住宅資金貸付等事業	既往債権管理事務
④	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)		・相対的に低利な長期固定ローンの供給を支援 ・良質な住宅の整備を推進 (定量的な効果) 融資金利について、当初5年間に おいて0.3%の引下げ等の効果が得 られている。	財政支出なし	財政支出なし	財政支出なし	財政融資資金を活用することにより災害復興住宅融資の融資金利は低利となっている。	過去の直接融資に係る金利収支差や貸倒に対応するため必要となる支出であり、平成23年度までに所要額を措置した上で廃止することとしている。
	事務・事業が真に 不可欠かどうかの評価		真に不可欠	真に不可欠	真に不可欠	真に不可欠	真に不可欠	貸付債権に係る最終弁済日が到来した時点で廃止
事務・事業の見直し案（具体的措置）			金融機関による相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的な供給を支援するため、MBSの発行方法の改善や事務手続きの合理化等による、業務に必要な資金の調達コストの低減、業務運営の効率化等に努めることとする。このような業務運営の効率化等を通じ平成23年度末までに機構全体として一般管理費を15%削減するとともに、証券化支援事業に係る経費率を0.30%以下とする。	実績反映型保険料の的確な運営及び保険料率のモニタリング態勢の整備を通じ、付保割合等に応じた付保の基準及び保険料率の設定に努め、保険契約者である金融機関のモラルハザードの防止や住宅融資保険勘定における中長期的な収支の均衡を確保することとする。さらに、業務運営の効率化等を通じ平成23年度末までに機構全体として一般管理費を15%削減する。	業務運営の効率化等を通じ平成23年度末までに機構全体として一般管理費を15%削減するとともに、直接融資業務に係る経費率を0.35%以下とする。	消費者、住宅関連事業者等に対して、住宅ローンに関する情報及び良質な住宅の設計・建設等に関する情報の提供、相談その他の支援を行うこととし、住情報提供業務に関するホームページのアクセス件数について、中期目標期間の最終年度(平成23年度)において年間500万件以上を目指すことや、セミナー等の参加者へのアンケート調査を実施し、80%以上の者から肯定的な評価を得ることとする。	災害発生時において、相談窓口の設置やホームページ等を通じた情報提供を通じて、災害復興住宅融資の円滑な実施を行うこととする。 また、業務運営の効率化等を通じ平成23年度末までに機構全体として一般管理費を15%削減するとともに、直接融資業務に係る経費率を0.35%以下とする。	業務運営の効率化等を通じ平成23年度末までに機構全体として一般管理費を15%削減するとともに、財政融資資金への繰上償還による金利収支の改善を通じ、平成23年度までに所要額を措置した上で補給金等を廃止することとする。

該当類型			資産債務型・政策金融型	政策金融型	政策金融型	特定事業執行型	政策金融型	政策金融型
事務・事業名			証券化支援事業	住宅融資保険事業	財形住宅資金貸付事業	住情報提供事業	住宅資金貸付等事業	既往債権管理事務
	行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)		一般管理費及び経費率等の低減により、行政コストの削減が見込まれる。	一般管理費等の低減により、行政コストの削減が見込まれる。	一般管理費等の低減により、行政コストの削減が見込まれる。	行政コストに影響を与えるものではない。	一般管理費及び経費率等の低減により、行政コストの削減が見込まれる。	一般管理費等の低減及び補給金等の縮減・廃止により、行政コストの削減が見込まれる。
	理由							
(2) 事務・事業の 民営化の検討	民営化の可否		否	否	否	否	否	否
	可	事業性の有無とその理由	－	－	－	－	－	－
		民営化を前提とした規制の可能性・内容	－	－	－	－	－	－
		民営化に向けた措置	－	－	－	－	－	－
		民営化の時期	－	－	－	－	－	－
	否	民営化しない理由	証券化の仕組みを通じ、居住地や職業にかかわらず、全ての国民が相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的供給を享受できるようにするためには、公的信用力の高い主体が継続的・安定的に住宅ローン債権を集約・証券化し、関連データを適切に開示するなど、投資家が参入しやすい環境整備が求められ、さらに職業等による画一的融資選別を行わないことを条件に、全国の金融機関に開かれた仕組みとする必要があるが、民営化された場合にはMBS市場の整備・発展や全国的な対応、融資選別防止などの役割を担えなくなる上に、市場からの資金調達困難化により、相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンの安定的供給の支援が出来なくなる恐れが強い。 なお、独立行政法人住宅金融支援機構法において、機構は証券化支援事業の実施に当たっては、国及び地方公共団体が行う良好な居住環境を整備するための必要な施策に協力しなければならないこと及び主務大臣は災害の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において国民の居住の安定確保を図るために金融上の支援を緊急に行う必要があるときは証券化支援事業に関し必要な措置を求めることができることが規定されている。	民間の保証会社による対応では、系列の保証会社を持たない中小規模の金融機関の円滑な利用や、融資選別を受けた場合の受け皿としての役割は、民間では限界がある。このため、公的主体（独立行政法人）が、民間保証制度を補完するものとして、系列関係・被保証人の資格に関わらずオープンに活用可能な信用補完の枠組みを整備し、各地域の金融機関が円滑に住宅ローンを供給できる環境をつくり出すことが必要。 なお、独立行政法人住宅金融支援機構法において、主務大臣は災害の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において国民の居住の安定確保を図るために金融上の支援を緊急に行う必要があるときは住宅融資保険事業に関し必要な措置を求めることができることが規定されている。	民間事業主が転貸融資を行わないような場合、当該融資を受けられない勤労者に対し、財形住宅融資の利用機会の公平性を確保する観点から、全国あまねく融資の取扱いが可能な公的主体が当該融資を補完的に行うことが不可欠。 なお、独立行政法人住宅金融支援機構法において、主務大臣は災害の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において国民の居住の安定確保を図るために金融上の支援を緊急に行う必要があるときは財形住宅資金貸付事業に関し必要な措置を求めることができることが規定されている。	当該業務は、主に住宅取得を考えている国民に対し、住情報を提供するものであり収益性が極めて低い。また、住宅ローン利用者が最適な住宅ローンを選択できるようにするためには、金利変動による支払条件やリスク変動を利用者が明確に理解できるよう、住宅ローン商品を比較・検討できるような公正・中立な情報が提供される必要がある。 さらに、住宅は一般の商品とは異なり、一生に多くても数回しか取得しない特殊な財であり、住宅の質に関して需要者と供給者の間に情報の非対称性が存在することからも、公正・中立な主体による情報提供が重要である。	住宅資金貸付事業は、民間による資金融通が困難若しくは消極的な分野に限定しており、民間に対応を委ねることは困難である。 なお、独立行政法人住宅金融支援機構法において、機構は住宅資金貸付等事業の実施に当たっては、国及び地方公共団体が行う良好な居住環境を整備するための必要な施策に協力しなければならないこと及び主務大臣は災害の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において国民の居住の安定確保を図るために金融上の支援を緊急に行う必要があるときは住宅資金貸付等事業に関し必要な措置を求めることができることが規定されている。	過去の貸付債権に係る最終弁済日が到来するまでの時限的な事業。ただし、現在、住宅ローンを返済中の利用者の権利を保全する観点から、これまでと同様の対応を、公的主体として継続する必要がある。 なお、独立行政法人住宅金融支援機構法において、主務大臣は災害の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において国民の居住の安定確保を図るために金融上の支援を緊急に行う必要があるときは既往債権管理事務に関し必要な措置を求めることができることが規定されている。

該当類型			資産債務型・政策金融型	政策金融型	政策金融型	特定事業執行型	政策金融型	政策金融型
事務・事業名			証券化支援事業	住宅融資保険事業	財形住宅資金貸付事業	住情報提供事業	住宅資金貸付等事業	既往債権管理事務
(3) 官民競争入札等の積極的活用	該当する対象事業		i a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及戦略 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及戦略 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及戦略 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及戦略 f検査検定、g徴収、hその他	i a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及戦略 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及戦略 f検査検定、g徴収、hその他
	官民競争入札等の実施の可否		—	—	—	否	—	—
	可	入札種別（官民競争／民間競争）	—	—	—	—	—	—
		入札実施予定時期	—	—	—	—	—	—
		事業開始予定時期	—	—	—	—	—	—
		契約期間	—	—	—	—	—	—
	否	導入しない理由	—	—	—	住情報提供業務は、住宅ローン及び住宅の技術基準等に関する一定以上の専門知識を必要とし、内容が多岐に亘るものであり、機構においては、各種業務と並行して、効率的に行っている。 また、相談業務においては、融資を受けることの可能性等の個別具体の相談が大部分を占める。このため、融資審査部門、管理回収部門との連絡・調整が不可欠であり、取扱金融機関、検査機関及び機構支店と連携をとりながら、お客様の要望や状況を聴き取り、きめ細やかに対応しなければならない。 特に返済に関する相談業務については、返済困難者に対してきめ細かな対応を通じ適切に誘導を図る必要がある。 単なる料金徴収や記録（情報）照会等、画一的な対応ではなく、政策や制度趣旨を理解した上で、機構職員による運営、個別の判断が必要な業務であり、完全な外注化は、顧客サービスの低下につながる。	—	—

該当類型			資産債務型・政策金融型	政策金融型	政策金融型	政策金融型	特定事業執行型	政策金融型	政策金融型
事務・事業名			証券化支援事業	住宅融資保険事業	財形住宅資金貸付事業	住情報提供事業	住宅資金貸付等事業	既往債権管理事務	
(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	対象となる事務・事業の内容		民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援	民間金融機関が供給する住宅ローンの信用補完	転貸融資を受けられない勤労者に対する融資	消費者、住宅関連事業者等に対する住宅ローン及び良質な住宅に関する情報の提供、相談その他の援助	民間では対応困難な分野に対する融資	旧住宅金融公庫から承継した既往貸付債権の管理回収事務	
	移管	移管の可否	否	否	否	否	否	否	
		可	移管先				—	—	—
			内容				—	—	—
			理由				—	—	—
	否	移管しない理由		住宅ローンは、最長35年の長期にわたり不規則な繰上償還が生じる特別な融資であることから、証券化の必要性が特に高く、機構の信用力を背景に証券化を行うことにより支援を行っている。これにより国民に相対的に低利な住宅ローンを提供している。 仮に他機関と統合すること等により、証券化支援事業を例えば株式会社が担うこととなった場合には、証券化支援の枠組みにおいて重要な要素である公的信用力が低下し、市場からの調達コストが上昇する結果として、民間金融機関による相対的に低利な長期・固定・金利の住宅ローンの供給の支援が困難となることから、移管することは適切ではない。 さらに、住宅ローンについては、その特殊性の故に過去の融資データを活用し、信用リスクを適切に管理する体制、能力及びノウハウの蓄積が重要である。このため、リスク管理の能力や体制のない他の主体に移管することは適切ではない。	住宅ローンは、その他の融資と異なり、最長35年の長期にわたる融資である。機構においては、住宅の建設に関するノウハウを有するほか、住宅ローンに係る過去の融資データを活用し、信用リスクの適切な管理を行っており、住宅ローンにかかる審査・リスク管理能力のない他の主体に移管することは適切ではない。	住宅ローンは、その他の融資と異なり、最長35年の長期にわたり、不規則な繰上償還が生じる特別な融資である。機構においては、住宅の建設に関するノウハウを有するほか、住宅ローンに係る過去の融資データを活用し、的確な融資審査を実施し、信用リスク・ALMリスク等の適切な管理を行っている。 また、全国すべての地域の金融機関との間にシステムインフラが整備されている。 従って、リスク管理能力や体制のない他の主体に移管することは適切ではない。	住宅取得予定者をはじめとするエンドユーザーは、住宅ローン等の情報に関して、信用性の高い公正・中立な立場からの情報提供を望んでおり、これらの情報提供を的確に実施できる公正・中立な機関は、業務を通じて住宅ローンに精通している住宅金融支援機構が適切である。	住宅ローンは、最長35年の長期にわたり不規則な繰上償還が生じ、さらには、債務者の事情に応じてきめ細かな条件変更への対応等が求められる特別な融資である。機構においては、住宅の建設に関するノウハウを有するほか、住宅ローンに係る過去の融資データを活用し、的確な融資審査を実施し、信用リスク・ALMリスク等の適切な管理を行っている。また、全国すべての地域の金融機関との間にシステムインフラが整備されている。従って、住宅ローンに係る審査能力、リスク管理能力及び全国の金融機関とのネットワークを機構以上に有する主体は存在しないことから、民間では対応が困難な上に全国的な対応が求められる住宅資金貸付事業を移管することは適切ではない。 団体信用生命保険事業については、信用供与機関又は信用保証機関によって運営されている。 また、機構以外の主体が団信事業を行った場合、①全国の利用者への迅速なサービスの提供、②生命保険会社の破綻リスクの分散、③規模のメリットによるコストの低減が困難となる恐れがある。	
		一体的 実施	一体的実施の可否		否	否	否	否	否
	可		一体的に実施する法人等	—	—	—	—	—	—
			内容	—	—	—	—	—	—
			理由	—	—	—	—	—	—
	否	一体的実施を行わない理由		当該事業と同種の事業を実施している他法人がない	当該事業と同種の事業を実施している他法人がない	当該事業は全国規模、かつ職域にかかわらない個人向けの財形融資と同種の事業を実施している他法人がない。	当該事業と同種の事業を実施している他法人がない	当該事業と同種の事業を実施している他法人はない。	当該事業と同種の事業を実施している他法人がない

<組織関係>

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	従来より非公務員である。
	理由	—
(6) 組織面の見直し	見直し案（廃止、民営化、体制の再編・整備等）	一般個人向け直接融資からの撤退に伴い、既往債権管理事務が縮小されることに対応して、関係部局の縮小化を図るとともに、証券化支援事業を主要業務とした組織の重点化を行うことにより、平成23年度までに10%以上の常勤職員数の削減を行う。
	理由	業務の抜本的見直しを行い、本年4月の独立行政法人移行に先立ち、昨年4月より優良住宅分譲住宅建設金融資産、宅地造成融資、関連公共施設等融資の廃止を行うとともに、本年4月の移行に際し一般個人向け直接融資を廃止した。また、過去に貸し付けた既往債権の管理についても貸付債権に係る最終弁済日が到来した時点で廃止を行う。この措置に伴い、業務の効率化・業務運営の改善を行うため、上記の組織の重点化・常勤職員数の削減を行う。

2. 運用の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	①給与水準、人件費の情報公開の状況		「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を受け、前年度の役員の報酬・退職手当の支給状況、職員の平均給与の状況、国家公務員の平均給与との比較（ラスパイレス指数）等の公表を、住宅金融公庫であった平成18年度から実施しており、役職員の給与水準について透明性を高める取り組みを行ってきたところ。 今後役職員の給与水準の公表を行うとともに、独立行政法人通則法及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の規定に則して役職員の給与・退職手当の支給基準を公表し、役職員の給与・退職手当について国民の理解が得られるよう積極的な情報公開に取り組むこととしている。
		役職員の給与等の対国家公務員指数 （在職地域、学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスパイレス指数）	131.6（在職地域124.2、学歴構成128.0、在職地域・学歴構成121.6）
		人件費総額の削減状況	行政改革推進法では、独立行政法人・特殊法人の役職員の人件費総額（退職手当及び諸支出金除く）について、平成18年度から平成22年度までの5年間で平成17年度における額から△5%以上削減することが定められている。 これを受け、住宅金融支援機構では、平成19年度から平成22年度までの4年間は平成18年度における人件費総額（保証協会含む）に対して△4%以上削減することを目標として掲げている。 独立行政法人化に先立ち、住宅金融公庫においては、平成18年度の人件費総額は8,624,672千円であり、平成17年度の9,156,813千円（公庫）に対し△5.8%削減している。 平成19年度以降も業務運営の効率化による計画的な人員の抑制等により平成22年度までの人件費総額の削減目標の達成を図り、さらに、国家公務員の改革を踏まえた人件費改革を平成23年度まで継続することとしている。
	②一般管理費、業務費等	現状	一般管理費：173億円（平成18年度の住宅金融公庫の一般管理費（機構が権利・義務を承継した財団法人公庫住宅融資保証協会に係る一般管理費を含む）） 経費率：証券化支援事業：0.70%、直接融資業務：0.64%
		効率化目標の設定の内容・設定時期	住宅金融支援機構は、旧住宅金融公庫の業務を抜本的に見直した上で平成19年4月から独法に移行しており、中期目標・中期計画において平成23年度末までに一般管理費を対平成18年度比15%削減、主要な業務である証券化支援事業に係る経費率を0.30%以下、直接融資業務の経費率を0.35%以下とする目標を設定している。
	③民間委託による経費節減の取組内容		平成19年4月に策定した中期計画において、業務の効率化を図るため、専門性を有する外部機関の能力を活用した方が効率的と考えられる債権管理回収事務について債権管理回収事務を債権回収会社に委託することとしており、平成19年度においては、個人向けの住宅ローン債権のうち全額繰上償還請求を行ったものについて、管理回収事務を債権回収会社に委託している。 また、平成19年4月の独立行政法人化に先立ち、住宅金融公庫時から 1 旅費支給事務 2 公用車、運行管理業務 などについて民間委託により実施している
	④情報通信技術による業務運営の効率化の状況		・情報通信技術（IT）の活用による情報化戦略を企画し推進する責任者として、平成19年6月1日付けで、情報化統括責任者（CIO）を設置した。 ・業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を通じて、業務・システムに関する最適化計画を平成19年度末までに作成し、平成20年度以降、順次実施する予定。 ・金融機関、消費者、住宅関連事業者等とインターネットを通じて接続し、フラット35の事前審査を行うシステムを導入する準備を進めているところ。

(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	情報公開の現状		随意契約の基準を定め、ホームページ上で公表している。また、国の基準も参照しつつ、一定額以上の随意契約について、名称、契約担当役の氏名、契約締結日、契約相手方の氏名及び住所、契約金額、随意契約によることとした理由等をホームページ上で公表している。				
	見直しの方向		国における随意契約の見直しの取組を踏まえ、随意契約の見直しに取り組む。				
	関連法人	名称	—	—	—	—	合計
		契約額	—	—	—	—	—
		うち随意契約額（％）	—	—	—	—	—
		当該法人への再就職者（役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名）	—	—	—	—	—
	関連法人以外の契約先	名称	—	—	—	—	合計
		契約額	—	—	—	—	—
		うち随意契約額（％）	—	—	—	—	—
		当該法人への再就職者（随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数）	—	—	—	—	—
(3) 随意契約の見直し	別紙２「独立行政法人における随意契約の見直しについて（依頼）」（平成19年８月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡）に記載						
(4) 保有資産の見直し	別紙３に記載						

３．自主性・自律性確保

(1) 中期目標の明確化	現状	住宅金融支援機構は、旧住宅金融公庫の業務を抜本的に見直した上で平成19年4月から独法に移行しており、その中期目標及び中期計画においても業績評価に資する数値目標を設定しているところ。具体的には、業務運営の効率化に関しては一般管理費の削減及び経費率に係る目標の設定、業務の質の向上に関しては標準処理期間の設定、財務内容の改善に関してはリスク管理債権の削減、独法第一期期間中の単年度収支の黒字化等、その他、常勤職員数の削減目標も設定している。
	今後の取組方針	平成19年4月に設定したこれらの数値目標の達成に向け、引き続き徹底した業務運営の効率化等に努めていくとともに、必要に応じて見直す。
(2) 国民による意見の活用	現状	全国の電話相談をお客様コールセンターにて、的確かつきめ細やかに対応するなど、消費者等へのサービスの充実を図り、消費者等の意見、要望等の把握に努め、業務の改善に反映することを年度計画にて定め、実施しているところ。
	今後の取組方針	より一層の充実を図るべく検討を進める。

(3) 業務運営 の体制整備	現状（内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況）		1 内部統制の係る組織の設置状況 ① 機構の行動規範としてコンプライアンス憲章を定め、理事長をトップに役員及び関係部室長で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要な方針について審議・決定することとしている。また、コンプライアンスを統括する部署としてコンプライアンス・法務室を設けるとともに、各部署におけるコンプライアンス活動を推進するため、全部署にコンプライアンス活動推進担当を配置。加えて、機構内におけるコンプライアンス上の違反行為等を未然に防止する目的として、コンプライアンス・法務室内にコンプライアンスヘルプラインを設置している。 ② 業務上発生しうる様々なリスクの管理については、各種リスク評価委員会及び各種リスクを統括するリスク統括部において、適切に管理できる体制を構築している。 ③ 他のセクションから独立した監査部においては、本支店への定期的な実地監査を行い、法令、規則等に則った公正かつ適切な業務運営が確保されるよう努めている。 上記の他に、監事が経営理念・経営方針やコンプライアンスの徹底・浸透の状況、機構の事業運営に関わる各種リスクの管理体制及び統合的なリスク管理の状況、役員会その他の委員会等における審議状況や意思決定プロセスなど、機構のコーポレートガバナンスの体制整備及び運用状況について監査を行っている他、機構の業務の実績について独立行政法人評価委員会から評価を受けることとなっている。 2 職員に対する研修の実施状況 コンプライアンス活動推進担当向けの会議の開催及び通信講座を実施、外部講師を招いての内部統制関連のコンプライアンスセミナーを実施（今後も積極的に外部講師を活用する予定）、全役職員向けに毎月コンプライアンスドリルを実施。	
	今後の取組方針		適正かつ効率的な業務運営の確保に向けて、今後も引き続き内部統制の強化に努めていく。	
(4) 管理会計を活用した運営の自立化・効率化・透明化	管理会計の活用状況とその効果		住宅金融支援機構の経理については、機構法により、区分して経理すべき業務について勘定を設けて整理することとされ、証券化支援勘定、住宅融資保険勘定、財形住宅資金貸付勘定、住宅資金貸付等勘定及び既往債権管理勘定の5勘定に区分して経理しているところであり、事業ごとの損益を明確にすることにより、効率的な経営資源の投入を可能としているところ。（機構法第17条、附則第7条第5項）	
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況		住宅金融支援機構は、個別プロジェクトを実施する法人ではない。	
	今後の取組方針		以上のような区分経理を行うことにより、機構の主要な業務の収支等を明らかにし、評価を行い、自律的な運営及び効率化に役立てるとともに、情報公開により業務運営の透明化を推進することとしている。	
(5) 自己収入の増大等による財源措置	自己収入の内容（平成18年度実績）		財源	金額
	共同研究資金		—	—
	利用料		—	—
	寄付金		—	—
	知的財産権		—	—
	その他		—	—
	計		—	—
見直し案		—		
(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例	機構の事務・事業の内容や必要性、法人の運営状況を理解いただくため、ホームページをはじめとする次の資料にて開示を行っている。 ・財務諸表、附属明細書、監事の意見書、決算報告書及び監事の意見書、業務報告書、行政コスト計算財務諸表、住宅金融支援機構ディスクロージャー誌		
	今後改善を予定している点	今後も、これらの資料を通じ積極的な取組を行う。		
その他		部署及び職員の成果は賞与（勤勉手当）等に、職員の能力は昇格又は降格に反映させる仕組みを整備している。		

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	住宅金融支援機構		府省名	財務省・国土交通省	
資産との関連を有する事務・事業の名称	証券化支援事業				
資産との関連を有する事務・事業の内容	一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務				
国からの財政支出額	66,000,000	支出予算額	2,789,545,125		
対19年度当初予算増減額	0	対19年度当初予算増減額	202,992,814		
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	証券化支援事業は、民間金融機関による長期固定の住宅ローンの供給を支援するため、独立行政法人住宅金融支援機構法第4条に規定する「一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務」を行っているものであり、当事業の実施に伴い、譲り受けた時から償還されるまでの間資産計上されるものである。 当事業については、 ①信託財産に組み入れられた貸付債権に対しても、必要が生じた場合には、信託解除の上、返済困難者に対する返済条件の変更、災害時の返済条件変更等の政策対応を行う必要があること ②MBS市場の育成・拡充を図るため、信用リスクを投資家に負担させず、機構自らが信用リスクを負担する商品とした上で流動性に優れた一般社債の形でMBSを発行していること により、MBS発行後も貸付債権を資産としてバランスシート上、計上し続ける必要がある。				

実物資産の処分に係わる具体的措置(その①)

府省名：財務省・国土交通省			独立行政法人名：独) 住宅金融支援機構				
No.	施設名等	所在地		合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
		区分					
1	北海道支店事務所	3	札幌市中央区北3条西13-3-13	1	1	991.74	619.9
2	北海道支店北4条宿舍	3	札幌市中央区北4条西18-2-1	1	1	793.38	507.3
3	北海道真駒内宿舍	3	札幌市南区真駒内南町4-3-8	1	1	958.74	283.61
4	北海道支店北5条宿舍(1号)	3	札幌市中央区北5条西10-3-1	1	1	11.87	36.61
5	北海道支店北5条宿舍(2号)	3	札幌市中央区北5条西10-3-1	1	1	16.00	48.46
6	北海道支店麻生宿舍	3	札幌市麻生区2-6-30	1	1	751.99	356.8
7	東北支店事務所	3	仙台市青葉区片平1-3-18	1	1	726.61	342.59
8	東北支店八幡第1宿舍	3	仙台市青葉区八幡4-17-18	1	1	256.42	81.02
9	東北支店八幡第2宿舍	3	仙台市青葉区八幡2-1-3	1	1	266.18	82.48
10	東北支店八幡第3宿舍	3	仙台市青葉区八幡3-6-3	1	1	830.41	169.05
11	東北支店上杉宿舍	3	仙台市青葉区上杉1-15-6	1	1	269.02	92.58
12	東北支店八幡第4宿舍	3	仙台市青葉区八幡3-6-1	1	1	792.14	177.25
13	北関東支店事務所	3	前橋市千代田町1-8-8	1	1	1,270.04	498.18
14	北関東支店紅雲宿舍	3	前橋市紅雲町2-22-12	1	1	575.52	142.06
15	北関東支店文京宿舍	3	前橋市文京町3-24-3	1	1	400.35	181.83
16	北関東支店南町宿舍	3	前橋市南町1-13-13	1	1	599.06	194.46
17	北関東支店南橋宿舍	3	前橋市南橋町18-2	1	1	790.01	292.44
18	北関東支店南町第2宿舍	3	前橋市南町3-29-23	1	1	507.69	168
19	東海支店事務所	3	名古屋市千種区新栄3-20-16	1	1	1,399.51	567.68

実物資産の処分に係わる具体的措置(その①)

府省名：財務省・国土交通省			独立行政法人名：独) 住宅金融支援機構				
No.	施設名等	所在地		合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
		区分					
20	東海支店神田宿舎	3	名古屋市千種区神田町５－１５	1	1	371.92	82.42
21	東海支店南ヶ丘第１宿舎	3	名古屋市千種区南が丘１－７－７１	1	1	319.63	85.21
22	東海支店南ヶ丘第２宿舎	3	名古屋市千種区南が丘１－７－７	1	1	709.12	83.03
23	東海支店扇町宿舎	3	名古屋市名東区扇町１－７４	1	1	2039.47	605.03
24	近畿支店事務所	3	大阪府中央区南本町４－５－２０	1	1	442.98	191.97
25	近畿支店八尾宿舎	3	八尾市山本町南５－１０－１	1	1	294.21	91.57
26	近畿支店藤井寺宿舎	3	藤井寺市恵美坂１－８－３３	1	1	663	254.42
27	近畿支店長居宿舎	3	大阪府住吉区長居東２－７－２２	1	1	1101.61	493.3
28	近畿支店西宮宿舎	3	西宮市平木町８－１５	1	1	784.22	222.22
29	四国支店事務所	3	高松市番町２－１０－８	1	1	791.73	362.97
30	四国支店宮脇宿舎	3	高松市宮脇町１－２７－２９	1	1	264.46	104.39
31	四国支店西宝宿舎	3	高松市西宝１－７－１０	1	1	231.39	77.83
32	四国支店昭和宿舎	3	高松市昭和町２－４－２０	1	1	446.28	170.16
33	四国支店木太宿舎	3	高松市木太町３６８５－２０	1	1	600.09	160.56
34	四国支店太田宿舎	3	高松市多肥下町１２８４番	1	1	820	194.59
35	中国支店事務所	3	広島市中央区基町８－３	1	1	1299.98	342.59
36	中国支店五日市宿舎	3	広島市佐伯区海老園２－８－２０	1	1	640.17	190.08
37	中国支店三篠宿舎	3	広島市西区三篠町３－１９－５	1	1	311.57	84.9
38	中国支店鈴が台宿舎	3	広島市西区井口鈴が台１－２－１０	1	1	845.69	232.75

実物資産の処分に係わる具体的措置(その①)

府省名：財務省・国土交通省			独立行政法人名：独) 住宅金融支援機構				
No.	施設名等	区分	所在地	合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
39	中国支店比治山宿舍	3	広島市南区比治山本町7-16	1	1	688.86	165.42
40	九州支店事務所	3	福岡市中央区天神4-1-37	1	1	655.6	307.94
41	九州支店西新第2宿舍	3	福岡市早良区西新2-19-12	1	1	198.34	70.73
42	九州支店西新第1宿舍	3	福岡市早良区西新2-12-15	1	1	264.46	72.9
43	九州支店高取宿舍	3	福岡市早良区高取1-28-13	1	1	647.93	75.42
44	九州支店小笹第1宿舍	3	福岡市中央区小笹4-8-11	1	1	462.8	171.56
45	九州支店小笹第2宿舍	3	福岡市中央区小笹4-5-52	1	1	2418.51	419.02
46	南九州支店事務所	3	熊本市水前寺2-16-11	1	1	1311.08	559.61
47	南九州支店水前寺第1宿舍	3	熊本市水前寺5-8-26	1	1	480.42	189.93
48	南九州支店水前寺第3宿舍	3	熊本市水前寺6-46-30	1	1	456.27	149.48
49	南九州支店水前寺第2宿舍	3	熊本市水前寺5-10-9	1	1	661.15	184.06
50	南九州支店帯山宿舍	3	熊本市帯山1-29-21	1	1	347	82.54
51	北陸支店額新第1宿舍(B棟)	3	金沢市額新1-141	1	1	229.19	96.89
52	北陸支店光が丘宿舍	3	金沢市光が丘2-230	1	1	780.65	254.11
53	北陸支店額新第2宿舍(A・B棟)	3	金沢市額新1-78	1	1	1481.48	370
54	北陸支店額新第1宿舍(A棟)	3	金沢市額新1-93	1	1	230.7	96.67
55	本店事務所	2	東京都文京区後楽1-4-10	1	1	3858.62	2079.13
56	本店本町宿舍	2	東京都渋谷区本町1-49-7	1	1	713.13	829.8
57	本店若松宿舍	2	東京都新宿区若松町35-14	1	1	763.12	1548.2

実物資産の処分に係わる具体的措置(その①)

府省名：財務省・国土交通省			独立行政法人名：独) 住宅金融支援機構				
No.	施設名等	所在地		合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
		区分					
58	本店西落合宿舎	2	東京都新宿区西落合1-32-11	1	1	1292.55	2186.64
59	本店松庵宿舎	2	東京都杉並区松庵2-14-9	1	1	396.69	348.28
60	本店赤堤宿舎	2	東京都世田谷区赤堤5-32-7	1	1	608.36	738.24
61	本店代田宿舎	2	東京都世田谷区代田3-16-10	1	1	333.98	307.39
62	本店梅丘宿舎	2	東京都世田谷区梅丘1-5-5	1	1	320.03	358.42
63	本店谷津宿舎	3	千葉県習志野市谷津5-26-2	1	1	1559.76	1461.6
64	本店八千代宿舎	3	千葉県八千代市八千代台東2-7-5	1	1	1266.86	1191.12
65	本店朝霞宿舎	3	埼玉県朝霞市根岸台7-5-40	1	1	594.54	765.18
66	本店柏宿舎	3	千葉県柏市中央2-9-2	1	1	1661.98	2919.69
67	本店富ヶ谷宿舎	2	東京都渋谷区富ヶ谷2-15-12	1	1	805.3	692.49
68	本店高円寺南宿舎	2	東京都杉並区高円寺5-16-18	1	1	957.82	899.88
69	本店西が丘宿舎	2	東京都北区西が丘3-16-20	1	1	1264.85	1649.78
70	本店板橋宿舎	2	東京都板橋区加賀2-20-2	1	1	1012.89	2662.27
71	本店亀有宿舎	2	東京都葛飾区亀有4-27-12	1	1	179.35	399.94
72	公庫総合運動場	3	東京都三鷹市下連雀5-4-1	3	5	33,998.79 ㎡のうち 持分 (17/100)	842.25㎡ のうち 持分 (17/100)

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

No.	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法 規 制			利用率
		(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
1	1,605.70	1986		21		50	3	近隣商業	80	300	53.97
2	760.11	1997	1981	10	26	47	3	商業	80	400	23.95
3	1,490.76	2002		5		47	4	第1種中高層	70	200	77.75
4	36.61	1981		26		47	マンション	商業	80	400	77.11
5	48.46	1981		26		47	マンション	商業	80	400	75.72
6	1,064.64	1987		20		47	3	第2種中高層	70	200	70.79
7	1,574.97	1985		22		50	4	商業	80	500	43.35
8	185.93	1986		21		47	2	第2種中高層	60	200	36.25
9	194.96	1987		20		47	2	第1種住居	60	200	36.62
10	692.91	1989		18		47	4	第2種中高層	60	180	46.36
11	298.77	1982		25		47	3	近隣商業	80	240	46.27
12	683.68	2000		7		47	4	第2種中高層	60	180	47.95
13	1,487.44	1982		25		50	3	商業	90	400	29.28
14	254.84	1990		17		47	2	準工業	60	200	22.14
15	544.13	2000		7		47	3	第1種住居	70	200	67.96
16	605.43	1992		15		47	3	準工業	60	200	50.53
17	877.32	1995		12		47	3	第1種中高層	70	200	55.53
18	672.00	2004		3		47	4	商業	80	360	36.77
19	3,453	1996		11		50	5	商業	80	500	49.34
20	307.33	1987		20		47	3	第1種住居	60	200	41.32
21	232.48	1992		15		47	2	第1種低層	30	100	72.73
22	426.36	1991		16		47	2	第1種低層	30	100	60.13

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

No.	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法 規 制			利用率
		(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
23	2177.91	1994		13		47	3	第1種低層	60	150	71.19
24	2572.51	1994		13		50	14	商業	100	1000	58.07
25	185.71	1997		10		47	2	第1種低層	70	150	42.08
26	521.03	1992		15		47	2	第1種低層	60	100	78.59
27	2047.89	1991		16		47	4	第2種中高	70	200	92.95
28	1275.59	2003		4		47	6	第1種中高	60	200	81.33
29	1348.81	1980		27		50	4	近隣商業	90	300	56.79
30	325.62	1998		9		47	3	第1種中高層	60	200	61.56
31	155.66	1988		19		47	2	第1種中高層	60	180	37.37
32	664.1	1992		15		47	3	第1種中高層	60	200	74.4
33	321.12	1983		24		47	2	第1種低層	60	100	53.51
34	717.18	2003		4		47	3	第2種住居	70	200	43.73
35	1499.57	1990		17		50	4	商業	40	400	28.84
36	869.8	1994		13		47	4	第1種住居	65	178	76.33
37	363.94	1992		15		47	4	準工業	60	200	58.4
38	698.25	2003		4		47	3	第1種中高層	70	200	41.28
39	590.4	1986		21		47	3	第2種住居	60	300	28.57
40	1856.53	1978		29		50	4	商業	80	552	51.3
41	143.79	1973		34		47	2	第1種中高層	60	150	48.33
42	145.8	1984		23		47	2	第1種中高層	60	150	36.75
43	346.8	1985		22		47	2	第1種住居	60	200	26.76

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

No.	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法 規 制			利用率
		(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
44	361.88	1992		15		47	2	第1種中高層	60	150	52.13
45	1221.36	1999		8		47	3	第1種中高層	60	150	33.67
46	1561.36	1991		16		50	3	近隣商業・第2種中高層	86.6	283	42.08
47	600.64	1992		15		47	3	第2種中高層	60	200	62.51
48	748.12	2002		5		47	4	第1種住居	60	200	81.98
49	361.1	1987		20		47	2	第2種中高層	70	200	27.31
50	247.63	1990		17		47	3	第1種住居	60	160	44.6
51	193.78	1986		21		47	2	第1種中高層	60	200	42.27
52	765.69	2002		5		47	3	第1種低層	70	100	98.08
53	740.4	1980		27		47	2	第1種中高層	70	200	24.99
54	196.33	1982		25		47	2	第1種中高層	70	200	42.55
55	23364.81	1994		13		50	16	商業	100	504	120.14
56	825.27	1992		15		47	3	第一種住居	60	180	64.29
57	1548.31	1994		13		47	6	第一種住居	70	355	57.15
58	2186.64	1997		10		47	4	第一種住居	70	200	84.59
59	322.84	1990		17		47	2	第一種低層	60	100	81.38
60	725.58	1993		14		47	3	第一種住居	60	160	74.54
61	271.68	1967		40		47	3	第一種低層	60	150	54.23
62	332.91	1994		13		47	2	第一種低層	60	150	69.35
63	1322.55	1999		8		47	3	第一種低層	60	200	42.4
64	1091.13	2000		7		47	3	第一種低層	60	100	86.13
65	766.32	1999		8		47	2	第一種低層	60	100	128.89

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

No.	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法 規 制			利用率
		(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
66	2721.05	2002		5		47	6	第二種中高層・近隣商業	77.4	200	81.86
67	576.54	1985		22		47	3	近隣商業	90	300	23.86
68	761.58	1985		22		47	3	第一種低層	60	150	53.01
69	1396.23	1985		22		47	4	近隣商業・準工業	79	300	36.8
70	2139.12	1997		10		47	6	第一種住居	60	300	70.4
71	399.94	2005		2		47	マンション	準工業・近隣商業	76.3	231.6	96.28
72	1359.90㎡ のうち持分 (17/100)	1997 (物置)	1959 (クラブハウス)	10年 (物置)	48年 (クラブハウス)	40 (一部物置 20、30年)	2	第1種中高層住居専用地域	60	200	2

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

No.	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
1	—	364	201	163		120	1	2	-	-
2	—	107	2	105		91	8	2	-	-
3	—	265	10	255		68	8	2	-	-
4	—	6	2	4		80	8	2	-	-
5	—	8	2	6		80	8	2	-	-
6	—	70	3	67		85	8	2	-	-
7	—	213	11	202		190	1	2	-	-
8	—	19	1	18		79	8	2	-	-
9	—	16	1	15		91	8	2	-	-
10	—	72	6	66		私道	8	2	-	-
11	—	21	1	20		130	8	2	-	-
12		230	92	138		私道	8	2	-	-
13	—	391	256	135		87	1	2	-	-
14	—	38	4	34		64	8	2	-	-
15	—	139	13	126		62	8	2	-	-
16	—	101	5	96		69	8	2	-	-
17	—	179	6	173		54	8	2	-	-
18	—	162	49	113		68	8	2	-	-
19	—	2133	1274	859		200	1	2	-	-
20	—	25	1	24		150	8	2	-	-
21	—	34	1	33		115	8	2	-	-
22	—	61	3	58		115	8	2	-	-
23	—	220	18	202		125	8	2	-	-
24	—	150	11	139		470	1	2	—	—
25	—	52	3	49		170	8	2	—	—

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

No.	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
26	—	87	8	79		170	8	2	—	—
27	—	282	20	262		210	8	2	—	—
28	—	512	221	291		200	8	2	—	—
29	—	384	207	177		214	1	2	—	—
30	—	68	2	66		130	8	2	—	—
31	—	19	1	18		121	8	2	—	—
32	—	84	4	80		166	8	2	—	—
33	—	77	52	25		70	8	2	—	—
34	—	286	112	174		100	8	2	—	—
35	—	2493	2268	225		285	1	2	—	—
36	—	158	16	142		115	8	2	—	—
37	—	58	3	55		140	8	2	—	—
38	—	180	14	166		94	8	2	—	—
39	—	44	4	40		160	8	2	—	—
40	—	385	154	231		420	1	2	—	—
41	—	5	1	4		205	8	2	—	—
42	—	12	1	11		215	8	2	—	—
43	—	25	3	22		180	8	2	—	—
44	—	65	4	61		115	8	2	—	—
45	—	310	43	267		105	8	2	—	—
46	—	892	618	274		120	1	2	—	—
47	—	71	2	69		94	8	2	—	—
48	—	161	12	149		92	8	2	—	—
49	—	33	3	30		96	8	2	—	—
50	—	78	43	35		72	8	2	—	—

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

No.	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
51	—	17	1	16		71	8	2	—	—
52	—	201	12	189		76	8	2	—	—
53	—	51	8	43		75	8	2	—	—
54	—	16	1	15		81	8	2	—	—
55	—	1235	632	603		1110	1	2	—	—
56	—	227	40	187		440	8	2	—	—
57	—	430	12	418		580	8	2	—	—
58	—	431	39	392		360	8	2	—	—
59	—	51	6	45		370	8	2	—	—
60	—	202	12	190		360	8	2	—	—
61	—	39	1	38		450	8	2	—	—
62	—	73	5	68		440	8	2	—	—
63	—	362	41	321		150	8	2	—	—
64	—	343	46	297		110	8	2	—	—
65	—	187	26	161		190	8	2	—	—
66	—	841	76	765		165	8	2	—	—
67	—	515	462	53		590	8	2	—	—
68	—	484	418	66		380	8	2	—	—
69	—	592	466	126		285	8	2	—	—
70	—	834	20	814		265	8	2	—	—
71	—	174	76	98		235	8	2	—	—
72	—	320	256	64		290	9	2	—	—

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 住宅金融支援機構			府省名	財務省・国土交通省
No.	1,7,13,19, 24,29,35, 40,46,55	施設名	事務所	用 途	1 (事務所)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 事務所については、各地域の拠点として証券化支援事業の普及促進、地域に密着した債権管理事務を行っていくため、説明会、金融機関を集めての会議、相談等のために必要であり、また、各地域の拠点都市にしかなく必要最小限の事務所である。 なお、現保有事務所を有効活用することが、最も効率的であると考えているが、場所、賃貸化によるコストと保有コストの比較等の観点から、事務所保有の是非について検討して参りたい。					
☐ 売却する場合、売却予定時期：－					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由 事務所については、各拠点都市にしかなく、まさに必要最小限の事務所で効率的な業務運営を行っているところ。 事務所は、各地域の拠点として証券化支援事業の普及促進、地域に密着した債権管理事務を行っていくため、説明会、金融機関を集めての会議、相談等のために必要である。 また、業務の性質上(フラットの普及のための金融機関・業者との関係、債権管理のための金融機関指導など)各拠点都市の中心に設置されている必要がある。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 住宅金融支援機構			府省名	国土交通省
No.	4,5,53	施設名	職員宿舎	用 途	8 (職員宿舎)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 独法中期計画に基づき早期処分に向けて取り組み中。					
☐ 売却する場合、売却予定時期：平成19年度					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 住宅金融支援機構			府省名	国土交通省
No.	2, 3, 6, 8~12, 14~18, 20~23, 25~28, 30~34, 36~39, 41~45, 47~52, 54, 56~71	施設名	職員宿舍	用途	8 (職員宿舍)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
宿舍については資産の有効利用を図るため保有宿舍全体の整理計画を策定中であり、個別宿舍の整理方針は未定。					
○ 売却する場合、売却予定時期：—（宿舍整理計画を策定中であり、計画に基づき不要宿舍を売却する。）					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
職員宿舍は、機構の業務を行って行くための機動的かつ迅速な職員異動・配置に必要不可欠である。 従って、必要な宿舍については効率的に利用するものとする。なお、保有資産の有効利用を図るため保有宿舍全体の整理計画を策定中である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 住宅金融支援機構			府省名	国土交通省
No.	72	施設名	公庫総合運動場	用 途	9 (福利厚生施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 政府系金融 8 機関共有の福利厚生施設（単独処分不可能）であり、職員の健康増進、各機関との交流の場として有効活用されており、地元の三鷹市、東京都からも必要施設として認知されている。（17年度利用人数 20,162名のうち当機構1,904名） なお、民間企業の所有レクリエーション・スポーツ施設に対する動向を踏まえつつ、共有他法人と協議の上、検討していく所存である。					
○ 売却する場合、売却予定時期： -					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 公庫総合運動場は政府系金融 8 機関で共有しているため、単独での処分が不可能（単独で処分できる福利厚生施設はすべて処分するという方針のもと、同運動場以外の福利厚生施設（例：市ヶ谷寮（平成17年9月））はすべて処分済）。 また、同運動場は、民間企業の所有レクリエーション・スポーツ施設の設置状況と比較し、著しく贅沢な福利厚生施設ではなく、政府系金融 8 機関と共同で利用し、職員の健康増進、各機関との交流の場として有効活用されており、地元の三鷹市、東京都からも必要施設として認知されている施設。 こうした状況から、同運動場は当面保有し続けることとなる。 なお、将来的な同運動場のあり方については、民間企業の所有レクリエーション・スポーツ施設に対する動向を踏まえつつ、共有他法人と協議の上、検討していく所存である。					

金融資産の処分に係わる具体的措置(その①)

法人名	独) 住宅金融支援機構	府省名	財務省・国土交通省
○ 金融資産の内訳(19年4月1日時点、B/S価額)			
	A 合計	: 48,229,338 百万円	内 貸付金 : 百万円 内 割賦債権 : 百万円
	B 現金及び預金	: 1,717,815 百万円	
	C 有価証券	: 百万円	
	D 受取手形	: 百万円	内 貸付金 : 百万円
	E 売掛金	: 百万円	内 割賦債権 : 百万円
	F 投資有価証券	: 521,367 百万円	
	G 関係会社①	: 百万円	… 関係会社株式
	H 関係会社②	: 百万円	… その他の関係会社有価証券
	I 長期貸付金①	: 44,971,760 百万円	… J・K以外の長期貸付金
	J 長期貸付金②	: 百万円	… 役員又は職員に対するもの
	K 長期貸付金③	: 百万円	… 関係法人に対するもの
	L 破綻債権等	: 1,018,396 百万円	内 貸付金 : 百万円 内 割賦債権 : 百万円
	M 積立金	: 30,266 百万円	
	N 出資金	: 253,700 百万円	
A～Nの各項目については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成17年6月29日改訂）における次の各項目に対応させるものとする。また、D・Eについて、引当金控除後ベースとする。 A：B～Lの合計値 / B：「第9 流動資産」(1) / C：同(2) / D：同(3) / E：同(4) F：「第13 投資その他資産」(1) G：同(2) / H：同(3) / I：同(4) / J：同(5) / K：同(6) / L：同(7) / M及びN：同(12)			

金融資産の処分に係わる具体的措置(その②)

法人名	独立行政法人 住宅金融支援機構	府省名	財務省・国土交通省
○ 受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性 証券化支援事業は、民間金融機関による長期固定の住宅ローンの供給を支援するため、独立行政法人住宅金融支援機構法第4条に規定する「一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務」を行っているものであり、当事業の実施に伴い、譲り受けた時から償還されるまでの間資産計上されるものである。			
○ 不良化している債権(L)の早期処分の方性 1 既往債権管理勘定については、19年4月に策定した中期計画に基づき、平成23年度末までに20%以上を削減することとしている。そのために返済相談等を実施し、新規の不良債権発生を抑制するとともに、全額繰上償還請求債権については、任意売却及び不動産競売により回収を促進し不良債権の削減を図っていくこととしている。また、効率的な回収を図るため債権回収会社(サービサー)の活用も図っている。 2 証券化支援事業については、中期計画に基づき、平成23年度末の貸付債権残高に対するリスク管理債権を1.5%以下に抑えることとしている。既往債権同様に、新規の不良債権の発生を抑制するとともに的確な債権管理を行い、当該目標の達成を目指す。 3 賃貸住宅貸付事業(平成17年度申込受付分以降)については、中期計画に基づき、平成23年度末の証書貸付残高に対するリスク管理債権額の比率を0.1%以内に抑制することとしている。的確な融資審査及び債権管理を通じ、当該目標の達成を目指す。			
○ 既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方性 既往債権の証券化については、平成17年より実施してきており、平成19年3月現在2兆3,000億円(発行額ベース)分を証券化している。			
○ 政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性 証券化支援事業については、 ①信託財産に組み入れられた貸付債権に対しても、必要が生じた場合には、信託解除の上、返済困難者に対する返済条件の変更、災害時の返済条件変更等の政策対応を行う必要があること ②MBS市場の育成・拡充を図るため、信用リスクを投資家に負担させず、機構自らが信用リスクを負担する商品とした上で流動性に優れた一般社債の形でMBSを発行していること により、機構がMBS発行後も貸付債権を資産としてバランスシート上、計上し続ける必要がある。			

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人 住宅金融支援機構	府省名	国土交通省 財務省
(情報発信・展示・普及・助言等型)			
事務・事業の名称		住情報提供事業	
事務・事業の内容		住情報提供事業は、消費者が安心して住宅を取得できるための環境を整備する観点から、機構が業務や調査研究を通じて蓄積した情報を活用し、消費者、住宅関連事業者等に対して、ホームページや各種セミナーを通じて住宅ローン及び良質な住宅の設計・建設等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うことにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした事業である。	
国からの財政支出額		0	支出予算額
対19年度当初予算増減額		0	対19年度当初予算増減額
150,721,092の内数		△140,600,194	
官民競争 入札等 (①)	検討	対象としない	
	理由	①国民の生活経済への影響上不可欠であること 住宅ローンの商品性やリスク管理に関する利用者への情報提供については、金利変動による支払条件やリスク変動を利用者が明確に理解できるよう、十分な措置が講じられることが望まれる。住宅ローン利用者が最適な住宅ローンを選択できるようにするためには、金利変動による支払条件やリスク変動を利用者が明確に理解できるよう、住宅ローン商品を比較・検討できるような公正・中立な情報が提供される必要がある。 また、住宅は一般の商品とは異なり、一生に多くても数回しか取得しない特殊な財であり、住宅の質に関して需要者と供給者の間に情報の非対称性が存在することからも公正・中立な機関による情報提供が重要である。 ②業務の内容及び性質に照らして機構が自ら実施する必要があること 住宅ローンに関する情報提供に関しては、住宅取得予定者が多種多様な住宅ローン商品の中から、自分のライフプランに合った的確なローンを選択することを可能にする情報の提供等が、消費者保護等の観点をも含めて、強く求められている。 良質な住宅の設計・建設等に関する情報提供についても、多種多様な工法、仕様等によって構成される我が国の住宅のなかから、自分のライフスタイルに合った、安心できる良質な住まいを選択するにあたっての情報の提供が、必要不可欠である。 住宅取得予定者をはじめとするエンドユーザーに対して、信用性の高い公正・中立な立場からの情報提供を的確に実施できる公正・中立な機関は、これらの業務を通じて住宅ローン及び住宅技術に精通している唯一の公的機関である機構以外にはない。	
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否	一般個人向け情報提供等は、証券化支援事業等の業務と一体で実施しており、業務上不可分。なお、事業者等に対して実施しているセミナー等の中には有料とし受益者が特定できるものもある。	
	受益者負担金 (算定方法、総計)		
	運営コスト (内訳、総計)		
	受益者負担金－運営コスト		
	見直し案		
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	なし	
	内容	—	
	理由	証券化支援事業等主要業務と一体で実施しており、業務上不可分	
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設	—	
	一体的実施の可否	—	
	内容	—	
	理由	—	
事業効果 (事前、事後) (⑤)	実施状況	消費者が情報を入手・活用しやすいようHPを更新・改良するとともに、各種セミナー等を実施。	
	見直し案	当面現在の対応を継続。	
	公表状況・公表方法	ホームページのアクセス件数、セミナー等の参加者へのアンケート調査における肯定的な評価の数値をホームページにより公表している。	
	見直し案	当面現在の対応を継続。	

独立行政法人の整理合理化案様式

6.政策金融型

(単位:千円)

法人名	住宅金融支援機構		府省名	財務省・国土交通省	
事務・事業の名称	証券化支援事業				
国からの財政支出額	66,000,000	支出予算額	2,789,545,125		
対19年度当初予算増減額	0	対19年度当初予算増減額	202,992,814		
平成18年度新規分	該当なし	平成18年度末残高（利子補給については実績額）	該当なし		
事務・事業の内容	次の業務により民間金融機関による長期・固定金利型住宅ローンの供給を支援 ・民間金融機関の長期・固定ローンを買受け、信託した上で、それを担保とした資産担保証券（MBS）を発行＜買取型＞ ・民間金融機関の長期・固定ローンに対して住宅金融支援機構が保険を付した上で、それを担保として発行された債券について、期日ごとの元利払いを保証＜保証型＞				
事務・事業の開発に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	次の取組を行う。 （１）共通 適切な融資審査の実行及び職業、性別、地域等による画一的融資選別の防止を図るため、証券化支援業務への金融機関の参入に当たり協定書を締結するとともに、金融機関ごとに融資条件の把握や融資審査のモニタリングを行う。 （２）買取型の証券化支援業務 ・MBSの発行方式の改善等を推進し、住宅ローン債権の買取りに必要な資金を最も効率的、かつ安定的な調達に努める。 ・機構が金融機関から住宅ローン債権の買取りの申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を３日とし、その期間内に案件の８割以上を処理する。 ・買取型の証券化支援業務の対象となる住宅ローンの商品性については、住宅ローンに係る消費者の多様なニーズに対応するよう、適宜適切な見直しを行う。 ・MBS市場に参入する投資家及び買取りの対象となる住宅ローンを取り扱う金融機関の一層の参入が図られるよう、投資家及び金融機関のニーズを踏まえ、MBSの発行の多様化に努める。等 （３）保証型の証券化支援業務 ①住宅ローンの証券化に取り組む金融機関による特定債務保証の利用を促進するため、金融機関の要望する様々な証券化の枠組みに対応できるよう、適宜適切な業務の仕組みの見直しに努める。 ②住宅ローンに係る消費者の多様なニーズに対応するため、保証型の証券化支援業務の対象となる住宅ローンについて、適宜適切な見直しを行う。				
事務・事業について上記措置を講ずる理由	証券化の枠組みにおいては、 ① 公的信用力を背景に、民間金融機関が長期固定金利の住宅ローンを提供する際に課題となる各種リスクの管理について支援を行うことにより、住宅ローンの供給を促進すること ② 住宅ローン供給に伴うリスクの管理を適切に行えるよう、地域の中小金融機関も含めて、全国各地において多くの金融機関に門戸が開かれた、いつでも活用可能な枠組みであること ③ 一定の信用力を有する機関が均質なMBSを安定的・継続的に発行するとともに、分析に必要なデータを適切に公表することにより、MBS市場の発展に貢献すること ④ 証券化の枠組みの運営は、住宅政策上の目的の達成に大きな影響をもたらすため、行政の政策目的と整合がとれた形で行われる必要があることが重要である また、米国においても、政府関係機関（GSE）が証券化を通じて、民間金融機関による住宅ローンの提供を支援している。 このことから、証券化支援事業をおこなうこととするが、一般の金融機関により相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンが安定的に供給されるよう、証券化支援業務を推進ため、また、MBSの円滑な発行・流通のための取組を進め、幅広い投資家の資金を呼び込むことにより低利の資金の調達に努めるとともに、住宅ローンの証券化市場の発展に向けて先導的な役割を果たすため、上記措置を講ずることとした。				

独立行政法人の整理合理化案様式

6.政策金融型

(単位:千円)

法人名	住宅金融支援機構			府省名	財務省・国土交通省		
事務・事業の名称	住宅融資保険事業						
国からの財政支出額	0		支出予算額	3,034,639			
対19年度当初予算増減額	0		対19年度当初予算増減額	△1,563,954			
平成18年度新規分	該当なし		平成18年度末残高（利子補給については実績額）	該当なし			
事務・事業の内容	民間金融機関の住宅ローンが、不測の事態により事故となった場合に、あらかじめ締結した保険契約に基づき民間金融機関に保険を支払うことにより、民間金融機関の住宅ローンの円滑な供給を支援						
事務・事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方 向性）	次の取組を行う。 (1) 機構が保険金の支払の請求を受けた日から保険金を支払うまで（保険金を支払わない場合は、その決定をするまで）の標準処理期間を30日とし、その期間内に案件の8割以上を処理する。 (2) 保険金を支払った保険事故に係る債権については、金融機関と連携しながら積極的な回収に取り組む。（その際の目安として、保険金支払年度の翌年度末までの回収実績率の年度ごとの平均値40%を達成するよう努める。） (3) 実績反映型保険料の的確な運営及び保険料率のモニタリング態勢の整備を通じ、付保割合等に応じた付保の基準及び保険料率の設定に努め、保険契約者である金融機関のモラルハザードの防止や住宅融資保険勘定における中長期的な収支の均衡を確保する。 (4) 住宅融資保険の付保の基準等を定めるに当たっては、住宅の質の確保・向上に配慮する。						
事務・事業について上記措置を講ずる理由	民間の住宅ローン保証制度を補完する効率的かつオープンな信用補完の枠組みを通じ、各地域の金融機関が円滑に住宅ローンを供給出来る環境を整備するため。						

独立行政法人の整理合理化案様式

6.政策金融型

(単位:千円)

法人名	住宅金融支援機構		府省名	財務省・国土交通省	
事務・事業の名称	財形住宅資金貸付事業				
国からの財政支出額	0	支出予算額	540,870,677		
対19年度当初予算増減額	0	対19年度当初予算増減額	7,344,706		
平成18年度新規分	該当なし	平成18年度末残高（利子補給については実績額）	該当なし		
事務・事業の内容	財形貯蓄を行った勤労者が住宅を建設・購入等するための住宅ローンを供給				
事務・事業の開発に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	機構が融資の申込みを受けた日からその決定をするまでの標準処理期間（14日）を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理する。				
事務・事業について上記措置を講ずる理由	勤労者の計画的な財産形成を促進し、生活の安定を図る財形住宅資金貸付に関し、業務運営の一層の効率化を図る必要があるため。				

独立行政法人の整理合理化案様式

6.政策金融型

(単位:千円)

法人名	住宅金融支援機構		府省名	財務省・国土交通省	
事務・事業の名称	住宅資金貸付等事業				
国からの財政支出額	0	支出予算額	724,315,771		
対19年度当初予算増減額	0	対19年度当初予算増減額	△198,716,761		
平成18年度新規分	該当なし	平成18年度末残高（利子補給については実績額）	該当なし		
事務・事業の内容	民業補完の趣旨を踏まえ、一般の金融機関では融資を行うことが困難で、かつ政策的に重要度の高い次に掲げる融資を行う ・災害により滅失又は被災した住宅及び災害の防止・軽減に資する住宅の建設等に必要資金の融資 →災害復興住宅、災害予防関連住宅（地すべり等関連住宅、宅地防災工事、耐震改修工事） ・都市居住の再生・改善を図るための、合理的土地利用建築物の建設等及びマンションの共用部分の改良に必要な資金の融資 →密集市街地建替え、マンション共用部分改良 ・子育て世帯及び高齢者世帯の居住の安定化を図るための、一定の居住面積やバリアフリー性能を有するなど子育て世帯及び高齢者世帯に適した賃貸住宅の建設等並びに高齢者住宅の改良等に必要な資金の融資 →子育て世帯向け賃貸住宅、高齢者世帯向け賃貸住宅、高齢者返済特例 ・団体信用生命保険事業は、証券化支援事業等の対象となる住宅ローンの借入者が死亡した場合に住宅ローンにかかる残債を充当・弁済するもの。				
事務・事業の開発に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	次の取組を行う ・災害発生時において、迅速な情報収集により、災害復興住宅融資の実施を決定し、相談窓口を設置するとともに、記者発表やホームページによりその旨を速やかに周知する。また、災害復興住宅融資が円滑に実施されるよう、工事審査等を行う地方公共団体と適切に連携する。さらに、災害の防止・軽減に資する住宅の建設等に必要資金の融資が円滑に実施されるよう、ホームページ等を活用した周知を行う ・災害復興、災害予防等に係る融資以外の業務については、次の融資の区分に応じ、それぞれ機構が融資の申込みを受けた日からその決定をするまでの標準処理期間を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理する。 ①マンション共用部分改良融資 13日 ②子育て世帯向け賃貸住宅及び高齢者世帯向け賃貸住宅融資 45日 ③高齢者住宅改良融資 14日 ・団体信用生命保険事業については、統計帳票の合理化等による業務運営の一層の効率化を図るとともに、安定的な制度の構築・維持に資するため、必要な保険料の見直しを行う。				
事務・事業について上記措置を講ずる理由	住宅融資貸付等は、以下の理由により行うものであるが、そのより適切な実施を図るために、上記措置を講ずる。 少子高齢化対策、防災対策等政策上重要でありながら、民間に任せておくと十分かつ確実な供給が行われない災害復興住宅、災害予防住宅、子育て世帯向け賃貸住宅、高齢者向け賃貸住宅、バリアフリー改良等に際しての死亡時一括償還、密集市街地の建て替え及びマンション共用部分の改良のための融資の十分・確実な実施が必要である。このため、公的主体が公的信用力を背景とした資金調達を行い、長期かつ低利な融資を提供することにより、これらの住宅の供給や改良等の確実な実施が可能となる。 なお、団体信用生命事業については、証券支援業務における債務者にとって重要な制度であり、信用供与機関又は信用保証機関によって運営されている。				

独立行政法人の整理合理化案様式

6.政策金融型

(単位:千円)

法人名	住宅金融支援機構		府省名	財務省・国土交通省
事務・事業の名称	既往債権管理事務			
国からの財政支出額	210,000,000	支出予算額	6,202,478,014	
対19年度当初予算増減額	△65,000,000	対19年度当初予算増減額	△2,333,314,857	
平成18年度新規分	該当なし	平成18年度末残高（利子補給については実績額）	該当なし	
事務・事業の内容	旧住宅金融公庫から承継した既往貸付債権の管理回収事務であり、貸付債権に係る最終弁済日が到来するまでの時限的な事業。			
事務・事業の開発に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	財政融資資金への繰上償還による金利収支の改善を通じ、平成23年度までに所要額を措置した上で補給金等を廃止することとしている。また、債権管理回収事務については、外部の有識者の知見を活用する等透明性の高い方法により債権回収会社を選定し、その委託を積極的に進めるなど、業務の効率化及び組織体制の合理化を推進する。			
事務・事業について上記措置を講ずる理由	過去の貸付債権に係る最終弁済日が到来するまでの時限的な事業であるが、現在、住宅ローンを返済中の利用者の権利を保全する観点から、これまでと同様の対応を、公的主体として継続する必要がある。返済中の利用者に対しては、きめ細かな返済相談を行うとともに、住宅ローンの返済が困難となった利用者に対しては一定の条件の元に返済条件の変更を行うことを通じ、貸倒・担保処分による居住の不安定化を抑制していく必要があり、昨年度に策定された「再チャレンジ支援総合プラン」における行動計画にも住宅ローン返済困難者対策が明記されているところ。			